

3 国内発生・県内非発生段階（国計画におけるフェーズ4B）

(1) サーベイランス

- ・ 感染症法に基づく指定感染症への政令指定に伴う医師からの報告により、新型インフルエンザ（疑似症患者を含む）の発生動向について把握する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- ・ 感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するため、クラスターサーベイランスを行う。（保健薬務課、保健所）
- ・ 患者の現状をリアルタイムに把握するため、症候群サーベイランスを行う。（保健薬務課）
- ・ インフルエンザ様疾患集団発生報告に基づく情報収集を継続する。（保健薬務課、保健所）
- ・ 新型インフルエンザ（疑似症患者を含む）による患者数、入院患者数及び死亡者数について、感染症指定医療機関からの報告に基づき把握する。（保健薬務課）

(2) 情報提供・相談

ア 情報提供

- ・ 国内の患者発生情報、感染予防策、相談体制及び医療体制等について、ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ報道機関を通じて情報提供し、注意喚起を行う。（保健薬務課、衛生研究所、県民文化課国際室、危機管理室）
- ・ 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、患者の発生状況、感染予防策、相談体制等について情報提供を行う。（保健薬務課）
- ・ 入院対応可能な医療機関等の情報を収集し、取りまとめのうえ関係機関に情報提供を行う。（健康福祉企画課）

イ 相談

- ・ 県庁、総合支庁及び保健所に設置した相談窓口の体制を強化する。（県庁、総合支庁、保健所）
→ 相談窓口では、県民生活相談、渡航関係相談及び健康相談に対応する。

(3) 県民・事業者等への感染拡大防止要請、対応及び支援

ア 学校

- ・ 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報を提供する。（スポーツ保健課、教育やまがた振興課⇒学校）
- ・ 多くの人々が集団生活を送る学校は、感染拡大の場となることが懸念されることから、学校の管理者に対し、生徒・教職員の健康状態の把握に努め、マスク着用や換気を促し、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と医療機関受診指

導を行うよう要請する。(スポーツ保健課、教育やまがた振興課⇒学校)

- ・ 流行期に教職員が複数発症した場合の管理体制の準備を要請する。(スポーツ保健課、義務教育課、高校教育課、教育やまがた振興課⇒学校)
- ・ 新型インフルエンザ発生地域への旅行等自粛を要請する。(スポーツ保健課、義務教育課、高校教育課、教育やまがた振興課⇒学校)

イ 事業所

- ・ 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ・ 多くの人々が集団生活を送る事業所は、感染拡大の場となることが懸念されることから、事業所の管理者に対し、従業員の健康状態の把握に努め、マスク着用や換気を促し、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と医療機関受診勧奨を行うよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ・ 流行期に従事者が複数発症した場合の業務体制の準備を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ・ 新型インフルエンザ発生地域への出張等自粛を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)

ウ 社会福祉施設

- ・ 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(健康福祉部⇒社会福祉施設)
- ・ 多くの人々が集団生活を送る施設は、感染拡大の場となることが懸念されることから、施設の管理者に対し、利用者・従事者の健康状態の把握に努め、マスク着用や換気を促し、発熱、咳等の症状がある者の早期発見と医療機関受診勧奨を行うよう要請する。(健康福祉部⇒社会福祉施設)
- ・ 流行期に従事者が複数発症した場合の管理体制の準備を要請する。(健康福祉部⇒社会福祉施設)
- ・ 新型インフルエンザ発生地域への旅行等自粛を要請する。(健康福祉部⇒社会福祉施設)

エ 国際航空・船舶

- ・ 入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交通政策課空港港湾室、港湾事務所⇒関係機関)
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者が入国した場合、停留等を行う検疫所と連携するとともに、患者を感染症指定医療機関に移送する。(保健業務課、保健所⇒患者)

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する疫学調査を実施する。(保健薬務課、保健所⇒同乗者)
- オ 大規模イベント、興行施設、商業施設、公共機関、公共施設
- ・ 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
 - ・ 手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
 - ・ 多くの人を利用する場所においては、感染拡大の場となることが懸念されることから、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等を検討してもらうよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- カ 在宅療養者(児童・高齢者・障害者等)
- ・ 新型インフルエンザやインフルエンザの流行に関する情報の提供、医療に関する相談・案内の支援を行うよう市町村保健・福祉主管課に要請する。(健康福祉部⇒市町村⇒在宅療養者)
 - ・ 手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を要請する。(健康福祉部⇒市町村⇒在宅療養者)
- キ 海外渡航、観光客、駐在員
- ・ 新型インフルエンザに関する情報や国内・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報をホームページ等で提供する。(県民文化課国際室⇒渡航予定者)
 - ・ 国外に派遣されている日本人学校教師、海外技術協力員等に対し、新型インフルエンザに関する情報を提供する。(義務教育課、県民文化課国際室等⇒派遣機関等⇒被派遣者)
 - ・ 手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底及び発熱、咳等の症状がある場合の医療機関受診を要請する。(県民文化課国際室⇒渡航予定者)
 - ・ 新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛を要請する。(県民文化課国際室、危機管理室⇒渡航予定者)
 - ・ 国外・県外から来県した観光客に症状が見られる場合は医療機関受診を勧奨するよう旅館・ホテルに要請する。(保健薬務課⇒宿泊事業者団体⇒旅館等⇒観光客)
 - ・ 新型インフルエンザが発生していない地域に派遣している駐在員の帰国自粛を要請する。(工業振興課、商業経済交流課⇒事業者団体⇒事業所)

ク 一般家庭

- ・ 外出時のマスク着用、帰宅時の手洗い、うがいを励行するとともに、新型インフルエンザが発生している国内地域への旅行等自粛を要請する。(保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭)
- ・ 発熱・咳症状が出た場合の医療機関受診を要請する。(保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭)
- ・ 流行期の外出による感染の機会を減らすため、なるべく十分な生活必需品を準備しておくよう要請する。(生活安全調整課、保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭)

(4) 疫学調査

ア アウトブレイク調査

a 症例調査（患者調査）

- ・ 新型インフルエンザ要観察例の通報（医療機関からの届出票等については、後日国が作成予定）があった場合、保健所は速やかに衛生研究所に対して詳細な検査の実施を依頼すると同時に症例調査を行う。症例調査は患者調査票（国作成予定）を用いて行う。（保健所、衛生研究所）
- ・ 検査結果等により新型インフルエンザ発生の可能性が高い（可能性例以上）場合は、得られた情報をあらかじめ作成されたデータベースに入力して症例の登録を行うと共に、以下の調査を速やかに実行する。なお、調査結果は直ちに保健薬務課に送付する。（保健所）

b 患者行動調査

- ・ 患者行動調査票（国作成予定）に基づき、患者の行動及びその間の接触者に関する詳細な聞き取りを行う。原則的に、患者発病48時間前より医療機関収容直後までの行動の詳細について調査を行う。（保健所）
- ・ 患者行動調査結果に基づき、詳細な情報を把握し、接触者をリストアップし、接触者リストを作成する。なお、接触者リストは、直ちに保健薬務課に送付する。（保健所）

c 症例さかのぼり調査

- ・ 患者調査により、当該患者が国外で感染伝播したと判断される場合には、その旨を速やかに保健薬務課を通して、厚生労働省結核感染症課に報告する。患者の渡航歴その他の情報から国内での感染伝播の可能性が高い場合には、感染源の特定を目的として症例さかのぼり調査を行う。（保健所）
- ・ 調査の結果、感染源となっている患者が既に報告済みの場合には、その接触者調査の内容について検証する。（保健所）
- ・ これまで特定されていない患者からの感染の可能性が示唆される場合には、当該患者の接触者調査を迅速に検討、実施する。なお、調査結果は直ちに保

健薬務課に送付する。(保健所)

イ 接触者調査

a 接触者の定義

- ・ 新型インフルエンザ発病者との高危険接触者（濃厚接触者）
- ・ 感染危険度は①→④の順であり、調査の優先順位もこの危険度を考慮して実行する。
- ・ 以下の定義に従って接触者のリストアップを行い、リストアップされた者については、1日2回の検温を患者との最終接触があった日より、接触終了後10日間（最終暴露日より10日間）に至るまで確実に行う。(保健所)

① 世帯内接触者

患者と同一住所に居住する者全員、もしくは当該時期に当該住所で比較的長時間を過ごした訪問者。

② 医療関係者

患者の診察、処置、搬送等にN95等のマスク着用、手洗い等の防護対策なしに直接携わった医療関係者や搬送担当者。

③ 汚染物質の接触者

患者の体液（血液、唾液、喀痰、尿、便等）に、防護装備なしで接触のあった者。具体的には防護装備なしで患者由来の検体を取り扱った検査従事者、防護装備なしで患者の介護をした者、防護装備なしで患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者。

④ 直接対面接触者

手で触れること、会話することが可能な距離で、上記患者と対面で接触のあった者。接触時間は短時間でもよい。勤務先、学校、会食やパーティー、カラオケボックス等での近距離接触者等が該当する。

※ なお、事例によっては、範囲を拡げた接触者調査を要することも考えられる。それらの事例については、保健薬務課を通して、国立感染症研究所等の専門家との協議を行う。

b 接触者調査の範囲・方法の決定

- ・ 患者調査の結果等に基づき、保健薬務課とも協議しながら接触者調査を行う範囲、優先順位、方法を決定する。(保健所)
- ・ 接触者調査を実施する必要のある者の所在地が他の保健所の管内である場合は、当該保健所に調査の実施を依頼する。(保健所)

c 接触者調査の実施

- ・ bにより決定した範囲・方法に基づき、接触者調査を行う。(保健所)
 - ・ 接触者調査は接触者への「初回面接調査」とその後の「追跡調査」とする。(保健所)
 - ・ 接触者調査は、患者との最終接触があった日より、接触終了後10日間(最終暴露日より10日間)に至るまで確実にを行う。(保健所)
 - ・ 調査に併せて、調査対象者等に対して、必要な保健指導・支援を行う。(保健所)
- d 市町村への協力要請
- ・ 関係市町村に対して、必要に応じて接触者のリストアップ、接触者調査への支援等を要請する。(保健薬務課、保健所)
- e 広域的な連携体制
- ・ 患者又は接触者の発生が県内の一保健所の管内に集中し、当該保健所だけでは対応が困難な場合については、保健薬務課と協議のうえ、他の保健所へ調査チームの派遣を要請するなど、患者発生状況等に応じ、各保健所が連携して調査を行う。(保健薬務課、保健所)
 - ・ 患者又は接触者の発生が他の都道府県にわたる場合は、保健薬務課が連絡調整にあたり、厚生労働省及び他都道府県等と連携して調査を実施する。(保健薬務課、保健所)

(5) 医療体制

ア 医療機関との連絡調整

- a 感染症指定医療機関(陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関を含む)
- ・ 国外発生段階(フェーズ4A)に引き続き、発熱患者専用外来の設置や入院医療等の確保を要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
 - ・ 県内発生段階(フェーズ5B)において、新型インフルエンザの感染拡大を封じ込めるため、症状の軽重にかかわらず入院治療を行うよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- b 感染症指定医療機関以外の二次医療機関
- ・ 国外発生段階(フェーズ4A)に引き続き、県内発生段階(フェーズ5B)において、新型インフルエンザが疑われる患者が受診した場合は、感染症指定医療機関への受診指導又は県への移送要請を行うよう周知する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
 - ・ 国外発生段階(フェーズ4A)に引き続き、県医師会と連携し、流行期(フ

フェーズ6B)における中等度・重症患者の入院医療体制の確保及び発熱患者専用外来の設置等について要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

c 一次医療機関

- ・ 国外発生段階(フェーズ4A)に引き続き、県内発生段階(フェーズ5B)において、新型インフルエンザが疑われる患者が受診した場合は、感染症指定医療機関へ受診指導又は県への移送要請を行うよう周知する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 国外発生段階(フェーズ4A)に引き続き、流行期(フェーズ6B)における、軽症患者等の外来医療を確保するよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

イ 医療スタッフの確保・予防対策

- ・ 各医療機関に対して、医療従事者が複数発症した場合の業務体制の準備を要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 国外発生段階(フェーズ4A)に引き続き、県看護協会と連携し、医療スタッフ確保の準備を行う。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 国外発生段階(フェーズ4A)に引き続き、各医療機関に対して、医療スタッフの感染予防対策を徹底するよう要請する。(保健薬務課)

ウ 患者移送体制整備

- ・ 国外発生段階(フェーズ4A)に引き続き、患者移送体制について、各医療機関及び各消防機関に対して周知徹底を図る。(保健薬務課、総合防災課)

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 流行期(フェーズ6B)に備え、各医療機関に対し、通常のインフルエンザ(H1N1、H3N2、B型)患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう要請する。(保健薬務課)
- ・ 流行期(フェーズ6B)に抗インフルエンザウイルス薬の不足が見込まれる場合には、厚生労働省に対し県内への供給調整を依頼する。(保健薬務課)

オ 新型インフルエンザワクチン

- ・ 国外発生段階(フェーズ4A)に引き続き、体制を整備する。(保健薬務課)

(6) 県の組織体制

- ・ 流行期に職員が複数発症した場合の業務体制を準備する。(各所属)